

協議第36号

住民自治充実のための取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い
<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議（仮称）を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p>	

「協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	6 住民自治充実のための取扱い	
調整の内容	提案済	修正案
	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p> <p><u>また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。</u></p>	<p>地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。</p>